

令和 7 年 9 月 30 日
青森市企業局交通部管理課長

懲戒処分について

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により職員を懲戒処分としたので、お知らせします。

事案の概要（速度超過事案）

令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 2 時 56 分頃、公務外において、小型スクーターを運転し、県道 44 号を走行中、制限速度時速 40 k m のところを時速 78 k m で走行したため、青森警察署の取締りにより速度超過 38 k m の違反が確認され、検挙されたもの。

被処分者及び処分量定

交通部営業所（東部） 主任運転士（50 代 男性） 戒告

【量定判断要素】

- ・時速 30 km 以上超過する重大な義務違反であること

処分日

令和 7 年 9 月 30 日